

第2期アルコール健康障害対策基本計画（抜粋）

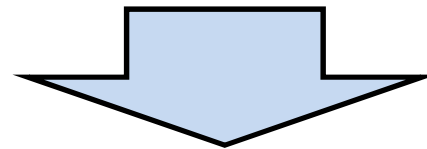
IV 基本的施策

1. 教育の振興等

(4) 広報・啓発の推進

- 国民のそれぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資するよう、飲酒量をはじめ、飲酒形態、年齢、性別、体質等によってどのようなリスクがあるのか等、具体的で分かりやすい「飲酒ガイドライン」を作成する。また、飲酒習慣のない者に対し、飲酒を勧奨するものとならないよう留意しつつ、様々な場面での活用、周知を図る。

【厚生労働省】



1 ガイドラインの構成について

- 国民に向けた具体的で分かりやすいガイドラインとするためには、どのような構成とすることが考えられるか。

2 基本計画に記載のある項目等について

- 基本計画に記載のある飲酒量、飲酒形態、年齢、性別、体質等によるリスク等について、どのように記載することが考えられるか。
 - ・ 飲酒量
 - ・ 飲酒形態
 - ・ 年齢
 - ・ 性別
 - ・ 体質
- その他に、どのような項目を記載することが考えられるか。